



# 苫小牧市パートナーシップ制度について

本市は、苫小牧市男女平等参画推進条例(平成18年)、苫小牧市男女平等参画都市宣言(平成25年)の理念に基づき、性別にかかわらず個性と能力を十分に生かすことのできる男女平等参画社会の実現を目指しています。

多様な性の在り方が尊重され、誰もが自分らしく暮らすことのできる苫小牧市を実現するため、性的マイノリティ当事者や家族の気持ちを尊重し、抱える困難を解消する一つ的手段として「苫小牧市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を制定し、本制度を導入します。

## 制度の概要

一方または双方が性的マイノリティ\*である2人が、パートナーシップ関係にあることを市に宣誓し、市はこの宣誓に対し、要件を満たしていることを確認の上、宣誓書受領証及び受領証カードを交付する。

\*本制度では性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる者と定義

## 対象者の要件

以下の要件全てに該当する方が対象です。

- (1) 民法に規定する成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が苫小牧市に住所を有する、または転入予定であること
- (3) 配偶者がいないこと及び当該宣誓に係るパートナーシップ以外のパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 双方の関係が民法第734条から第736条の規定により、婚姻をすることができない者でないこと。  
ただし、パートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより近親者となった場合を除く。

## 宣誓の流れ

予約



宣誓

およそ30分

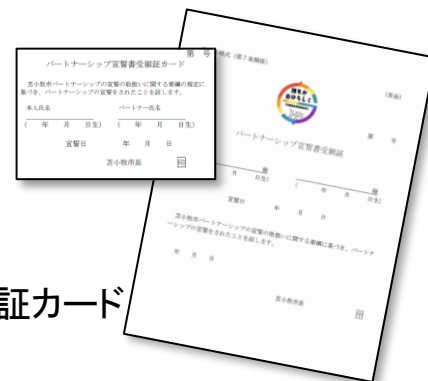


交付

電話または市HPから

2人で来庁し、宣誓書の記入  
必要書類の提出

受領証及び受領証カード



### ● 宣誓に必要な書類

- 住民票の写し(転入予定の場合は、予定していることがわかる書類)
- 戸籍抄本又は独身証明書
- 本人確認書類(運転免許証、パスポート等)
- (通称名の使用を希望する場合)  
使用していることが確認できる書類

制度開始日: 令和5年1月4日(水)から

予約開始日: 令和4年12月23日(金)  
午前8時45分から

## その他手続き

再交付

紛失、汚損・き損、氏名の変更等に対し、再交付申請が可能

返還

どちらも苫小牧市民ではなくなる場合やパートナーシップを解消した場合などについて返還手続きが必要

無効

申請内容に虚偽があった場合や要件に該当しなくなった場合などについて宣誓を無効とする

※ 返還及び無効については、対象となる証明書番号のみを市ホームページ上で公表する。

## 対応可能となる行政サービス

制度・サービス	対象・適用内容	担当課
届け出挙式	届け出挙式の実施日にパートナーシップ宣誓書を提出する方が対象。	政策推進課
市営墓地	使用権の移転に係る親族関係の証明に適用。	環境生活課
共同墓	共同墓の申請者と埋蔵者の親族関係の証明に適用。	
教育・保育給付認定申請(認可保育施設等の利用申込み含む)／施設等利用給付認定申請(幼児教育・保育無償化認定申請)	申請者として、パートナーシップ制度利用者を保護者の概念に適用。	こども育成課
母子健康手帳の交付	配偶者等と同様に代理申請に適用。 ※宣誓書受領証の他に、代理人の身分証明書・委任状・妊婦の番号確認書類(マイナンバーカード等)が必要。	健康支援課
放課後児童クラブ	申請者として、パートナーシップ制度利用者を保護者の概念に適用。	青少年課
市営住宅事業	パートナーシップ制度利用者を市営住宅の入居者の資格に適用。	住宅課
医師から患者への病状等の説明(市立病院)	患者本人の意向を踏まえ、パートナーシップ制度利用者を家族と同等に取り扱う。 ※既に対応済み	市立病院 医事課
救急出場証明書の交付	救急出場証明申請書の対象者と申請者の親族関係の証明に適用。	救急課
住民票の続柄	住民票の世帯主との続柄を「縁故者」と希望する方が対象。	窓口サービス課
水道使用に係る各種届出	同居者であれば代理での手続きが可能。 ※既に対応済み	水道窓口課

その他、苫小牧市職員福利厚生事業については、結婚祝金の適用を受けることができる。

# 自治体間連携について

宣誓者はその自治体を転出する際は、通常宣誓受領証等を返還し、新たに居住する自治体で再度交付手続きをする必要があります。

しかし、自治体間連携協定を締結することにより、協定締結自治体間における転出入に際し、手続き負担の軽減を図ることが可能になります。

この自治体間連携を、制度開始と同時に**札幌市・北見市**と開始します。

## ➤ 連携がないとき



## ➤ 連携があるとき



苫小牧市

R5.1.4  
スタート

# パートナーシップ 制度



## パートナーシップ制度とは…？

一方または双方が性的マイノリティ\*である2人がパートナーシップの関係にあることを市に宣誓してこの宣誓に対し宣誓書受領証や受領証カードを交付するものです。

性的マイノリティ\*…この制度では、性的指向が必ずしも異性愛のみではない方または性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる方と定義しています。

## どんな人が対象？

- ① 成年に達していること
- ② 一方または双方が苫小牧市に住所があること（転入予定含む）
- ③ 双方に配偶者または他のパートナーシップ関係の相手がないこと
- ④ 婚姻できない近親者関係ではないこと  
※パートナーシップ関係に基づく養子縁組を除く

## 宣誓希望日については

電話

Web

または

から



とま子ヨッポ

## 事前予約

が必要です

※原則 **5** 営業日前までのご予約をお願いします

🔍 苫小牧市パートナーシップ制度



【お問い合わせ・予約先】

苫小牧市総合政策部協働・男女平等参画室

TEL：0144-84-4052（年末年始除く平日8:45~17:15）

E-mail：kyodosankaku@city.tomakomai.hokkaido.jp



苫小牧市ホームページ



# 宣誓の流れ

## 1 宣誓に必要な書類をそれぞれ準備

- ・ 住民票の写し
- ・ 戸籍抄本 または 独身証明書
- ・ 本人確認書類

## 2 宣誓希望日を予約

## 3 予約した宣誓希望日にお二人で市役所へ来庁して宣誓

## 4 宣誓書受領証 および 受領証カードを交付



※手続きの詳細は「利用の手引き（市ホームページまたは窓口で配布）」もご確認ください

## 市民・事業者のみなさまへ

苫小牧市では、多様な性の在り方が尊重され、性別にかかわらず個性と能力を十分に生かすことのできる社会の実現を目指し、「苫小牧市パートナーシップ制度」を設けています。

この制度は法律上の効果が生じるものではありませんが、宣誓されたお二人のパートナーシップ関係を尊重し、当事者や家族が抱える困難が少しでも解消されるとともに、地域における理解促進につながることを目的に導入しています。市民・事業者の皆様におかれましては、制度趣旨をご理解いただくとともに、本制度を活用できる機会が増えていきますようご協力をお願いいたします。